

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年 8 月28日提出
【発行者名】	アストマックス投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 明丸 大悟
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
【事務連絡者氏名】	川田 純司 連絡場所 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
【電話番号】	03-6275-0936
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	L O S A 長期保有型国際分散インデックスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出致しましたので、2020年3月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

（省 略）

ファンドの特色

（省 略）

上記は2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（省 略）

＜訂正後＞

（省 略）

ファンドの特色

（省 略）

上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（省 略）

（3）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

ファンドの仕組み

（省 略）

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

（省 略）

委託会社等の概況（2019年12月末日現在）

（省 略）

＜訂正後＞

ファンドの仕組み

（省 略）

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

（省 略）

委託会社等の概況（2020年6月末日現在）

（省 略）

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

(省 略)

名称	バンガード・エマージングマーケットツガバメントボンド・E T F (Vanguard Emerging Markets Government Bond ETF)
発行国	米国
運用の基本方針	新興国の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーク・パークレイズ・米ドル建てエマージングマーケットツガバメント・RICキャップドインデックス (Bloomberg Barclays USD Emerging Markets Government RIC Capped Index) に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	新興国の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.3%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(省 略)

バンガードについて

創業	1975年
本社所在地	米国ペンシルバニア州バレーフォージ
運用資産額	5.6兆米ドル
ファンド数	417本 (グローバル)
従業員数	17,600人以上 (グローバル)

2019年6月末日現在

(省 略)

<訂正後>

(省 略)

名称	バンガード・エマージングマーケットツガバメントボンド・E T F (Vanguard Emerging Markets Government Bond ETF)
発行国	米国
運用の基本方針	新興国の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーク・パークレイズ・米ドル建てエマージングマーケットツガバメント・RICキャップドインデックス (Bloomberg Barclays USD Emerging Markets Government RIC Capped Index) に連動する投資成果を目指します。
主要な投資対象	新興国の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年0.25%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(省 略)

バンガードについて

創業	1975年
本社所在地	米国ペンシルバニア州パレーフォージ
運用資産額	5.3兆米ドル
ファンド数	425本（グローバル）
従業員数	17,600人以上（グローバル）

2020年3月末日現在

（省 略）

（３）【運用体制】

< 訂正前 >

（省 略）

上記は2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

（省 略）

上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

（省 略）

(2) 投資リスクの管理体制

（省 略）

上記は2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）



<訂正後>

（省 略）

(2) 投資リスクの管理体制

（省 略）

上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）



5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

以下は2020年6月30日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	3,226,206,139	77.05
投資証券	アイルランド	947,974,667	22.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	12,772,946	0.31
合計(純資産総額)	-	4,186,953,752	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・500インデックスファンド	33,084	30,293.04	1,002,204,988	30,353.59	1,004,208,070	23.98
2	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・ヨーロッパストック・インデックスファンド	77,619	7,254.42	563,080,712	6,771.46	525,593,998	12.55
3	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・トータルボンドマーケット・インデックスファンド	333,754	1,204.02	401,845,679	1,250.86	417,479,911	9.97
4	アイルランド	投資証券	バンガード・ユーロガバメントボンド・インデックスファンド	14,234	28,983.66	412,562,996	29,310.47	417,214,834	9.96
5	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・ショートタームインフレーションプロテクトドセキュリティーズ・インデックスファンド	153,877	2,668.53	410,624,603	2,710.74	417,119,043	9.96
6	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパンストック・インデックスファンド	3,716,879	113.47	421,740,802	110.09	409,199,966	9.77
7	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・エマージングマーケット・インデックスファンド	89,451	3,682.55	329,406,394	3,571.58	319,480,173	7.63
8	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・リアルエステイト・ETF	32,700	9,184.85	300,344,733	8,361.70	273,427,636	6.53
9	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・リアルエステイト(米国を除く)・ETF	28,390	6,073.86	172,436,924	5,047.62	143,301,903	3.42
10	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・エマージングマーケット・ユーロガバメントボンド・ETF	15,030	8,484.11	127,516,144	8,356.31	125,595,405	3.00
11	アイルランド	投資証券	バンガード・パシフィック(日本を除く)・インデックスファンド	4,869	25,339.59	123,367,822	24,968.24	121,559,867	2.90

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	77.05
投資証券	22.64
合計	99.69

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	(2016年12月5日)	625	625	0.9713	0.9713
第2計算期間末	(2017年12月5日)	1,386	1,386	1.1144	1.1144
第3計算期間末	(2018年12月5日)	2,253	2,253	1.0857	1.0857
第4計算期間末	(2019年12月5日)	3,573	3,573	1.1668	1.1668
	2019年6月末日	2,964	-	1.1139	-
	7月末日	3,101	-	1.1309	-
	8月末日	3,095	-	1.0938	-
	9月末日	3,267	-	1.1246	-
	10月末日	3,453	-	1.1595	-
	11月末日	3,606	-	1.1803	-
	12月末日	3,778	-	1.2044	-
	2020年1月末日	3,859	-	1.1984	-
	2月末日	3,738	-	1.1458	-
	3月末日	3,479	-	1.0225	-
	4月末日	3,741	-	1.0663	-
	5月末日	3,995	-	1.1023	-
	6月末日	4,186	-	1.1247	-

（注）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

【分配の推移】

計算期間	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期	2.9
第2期	14.7
第3期	2.6
第4期	7.5
第5期（中間期）	1.3

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 期	668,486,273	24,665,023	643,821,250
第 2 期	648,851,860	48,613,866	1,244,059,244
第 3 期	900,927,481	69,323,789	2,075,662,936
第 4 期	1,064,098,377	76,926,375	3,062,834,938
第 5 期（中間期）	651,305,002	78,436,908	3,635,703,032

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第 1 期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)



第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきまして、以下の内容が追加されます。

<追加>

1【財務諸表】

L O S A長期保有型国際分散インデックスファンド

1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（自令和元年12月6日 至令和2年6月5日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【L O S A 長期保有型国際分散インデックスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (令和元年12月 5 日現在)	第 5 期中間計算期間 (令和 2 年 6 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,274,564	869,462
コール・ローン	24,346,127	31,117,446
投資信託受益証券	2,740,324,027	3,226,436,414
投資証券	815,729,858	939,670,488
未収入金	-	124,913,642
未収配当金	368,796	-
流動資産合計	3,583,043,372	4,323,007,452
資産合計	3,583,043,372	4,323,007,452
負債の部		
流動負債		
未払金	-	124,913,641
未払解約金	218,245	668,777
未払受託者報酬	521,692	612,459
未払委託者報酬	7,912,327	9,288,974
未払利息	25	59
その他未払費用	786,698	1,138,115
流動負債合計	9,438,987	136,622,025
負債合計	9,438,987	136,622,025
純資産の部		
元本等		
元本	3,062,834,938	3,635,703,032
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	510,769,447	550,682,395
元本等合計	3,573,604,385	4,186,385,427
純資産合計	3,573,604,385	4,186,385,427
負債純資産合計	3,583,043,372	4,323,007,452

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期中間計算期間 (自 平成30年12月６日 至 令和元年６月５日)	第５期中間計算期間 (自 令和元年12月６日 至 令和２年６月５日)
営業収益		
受取配当金	21,144,231	35,240,980
受取利息	5,027	7,512
有価証券売買等損益	82,041,470	54,440,277
為替差損益	96,075,420	18,062,231
営業収益合計	7,115,308	1,129,554
営業費用		
支払利息	4,424	4,590
受託者報酬	413,645	612,459
委託者報酬	6,273,545	9,288,974
その他費用	1,508,171	1,538,757
営業費用合計	8,199,785	11,444,780
営業利益又は営業損失（ ）	1,084,477	12,574,334
経常利益又は経常損失（ ）	1,084,477	12,574,334
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,084,477	12,574,334
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	110,311	101,648
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	177,786,185	510,769,447
剰余金増加額又は欠損金減少額	44,740,576	65,625,908
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	44,740,576	65,625,908
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,718,760	13,036,978
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,718,760	13,036,978
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	218,833,835	550,682,395

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものは、原則として当該取引所等における中間計算期間末日に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。金融商品取引所等に上場されていないものについては、運用会社等が公表する基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、国内における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４．収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を、投資信託受益証券の分配落ち日において当該収益分配金を計上しております。 （２）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 （３）為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第4期 （令和元年12月5日現在）	第5期中間計算期間 （令和2年6月5日現在）
１．当該計算期間末日における受益権の総数 3,062,834,938口 ２．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の６第10号に規定する額 元本の欠損 -円 ３．１口当たり純資産額 1.1668円 （10,000口当たり純資産額）（11,668円）	１．当該中間計算期間末日における受益権の総数 3,635,703,032口 ２．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の６第10号に規定する額 元本の欠損 -円 ３．１口当たり純資産額 1.1515円 （10,000口当たり純資産額）（11,515円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第4期中間計算期間 （自 平成30年12月6日 至 令和元年 6月5日）	第5期中間計算期間 （自 令和元年12月6日 至 令和 2年 6月5日）
剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。	「中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第4期 （令和元年12月5日現在）	第5期中間計算期間 （令和2年6月5日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法 （1）投資信託受益証券及び投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	2．時価の算定方法 （1）投資信託受益証券及び投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

第4期 (自 平成30年12月6日 至 令和元年12月5日)		第5期中間計算期間 (自 令和元年12月6日 至 令和 2年 6月5日)	
期首元本額	2,075,662,936円	期首元本額	3,062,834,938円
期中追加設定元本額	1,064,098,377円	期中追加設定元本額	651,305,002円
期中一部解約元本額	76,926,375円	期中一部解約元本額	78,436,908円

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

2020年 6 月30日現在

資産総額	4,188,659,385 円
負債総額	1,705,633 円
純資産総額 (-)	4,186,953,752 円
発行済数量	3,722,713,860 口
1 口当たり純資産額 (/)	1.1247 円

第三部【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額

2019年12月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近 5 年間ににおける資本金の増減は以下の通りです。

平成27年 3 月10日 資本金 95百万円に減資

(省 略)

< 訂正後 >

(1) 資本金の額

2020年 6 月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近 5 年間ににおける資本金の増減はありません。

(省 略)

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年6月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	65	244,870
単位型株式投資信託	19	33,878
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	2	8,301
合計	86	287,050

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
(資産の部)				
流動資産				
1 現金・預金		571,417		247,640
2 前払費用		13,921		20,428
3 未収委託者報酬		346,960		255,503
4 未収運用受託報酬		8,693		13,036
5 未収収益		-		18,245
6 金銭の信託		1,000		1,000
7 未収還付法人税		-		38,065
8 その他		9,757		9,050
流動資産合計		951,750		602,970
固定資産				
1 有形固定資産		7,976		87,414
(1) 建物	*1	3,230	55,738	
(2) 器具備品	*1	4,745	31,676	
2 無形固定資産		12,800		13,302
(1) ソフトウェア		12,800	13,302	
3 投資その他の資産		149,813		177,647
(1) 投資有価証券		129,226	129,503	
(2) 出資金		173	173	
(3) 繰延税金資産		18,747	-	
(4) 長期差入保証金		-	46,855	
(5) その他		1,665	1,116	
固定資産合計		170,590		278,365
資産合計		1,122,341		881,336
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		13,032		11,681
2 未払金		126,375		96,161
(1) 未払手数料	108,251		81,124	
(2) その他未払金	18,124		15,037	
3 関係会社未払金		4,086		12,432
4 未払費用		100,624		89,996
5 未払法人税等		63,745		1,624
6 未払消費税等		5,720		-
7 賞与引当金		30,012		24,499
8 前受金		81		-
流動負債合計		343,679		236,396
固定負債				
1 繰延税金負債		-		7,513
2 資産除去債務		-		23,648
3 その他		4,060		2,371
固定負債合計		4,060		33,534
負債合計		347,739		269,930
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	253,212		253,212	
(2) その他資本剰余金	57,136		57,136	
資本剰余金計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	368,785		208,557	
利益剰余金計		368,785		208,557
株主資本合計		774,133		613,906
評価・換算差額等				

（１）その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計	468		2,500	2,500
純 資 産 合 計		774,601		611,405
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,122,341		881,336

（２）【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)		当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
1 委託者報酬		1,801,966		1,539,414
2 運用受託報酬		91,211		62,467
3 その他営業収益		2,978		18,097
営業収益計		1,896,155		1,619,979
営業費用				
1 支払手数料		457,056		385,097
2 広告宣伝費		47,295		40,103
3 調査費		476,422		494,000
(1) 調査費	30,913		44,236	
(2) 委託調査費	445,508		449,763	
4 委託計算費		94,474		87,729
5 振替投信費		6,190		5,553
6 営業雑経費		14,096		13,691
(1) 通信費	4,403		6,492	
(2) 印刷費	4,320		2,334	
(3) 諸会費	2,780		2,966	
(4) その他	2,592		1,898	
営業費用計		1,095,535		1,026,176
一般管理費				
1 給与		324,394		347,416
(1) 役員報酬	46,688		50,188	
(2) 給与・手当	244,853		270,395	
(3) 賞与引当金繰入額	30,012		24,499	
(4) その他報酬給料	2,840		2,331	
2 事務委託費		167,980		86,815
3 交際費		987		869
4 旅費交通費		13,677		13,852
5 租税公課		722		908
6 不動産賃借料		27,586		45,683
7 退職給付費用		4,177		4,455
8 福利厚生費		39,004		45,160
9 固定資産減価償却費		5,121		10,526
10 諸経費		13,480		20,070
一般管理費計		597,132		575,758
営業利益		203,488		18,044
営業外収益				
1 受取配当金		192		491
2 投資有価証券償還益		257		1,036
3 業務受託収入		92		-
4 その他		176		191
営業外収益計		718		1,719
営業外費用				
1 為替差損		13		2
2 投資有価証券評価損		-		394
営業外費用計		13		397
経常利益		204,193		19,365
特別損失				
1 固定資産除却損	*1	0		3,306
2 移転費用		-		13,346
特別損失計		0		16,652
税引前当期純利益		204,193		2,713
法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	76,695		2,140	
2 法人税等調整額	6,862		26,509	

法人税等合計		69,833		28,649
当期純利益又は当期純損失（ ）		134,360		25,936

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	387,281	387,281
当期変動額						
剰余金の配当					152,856	152,856
当期純利益					134,360	134,360
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	18,495	18,495
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	792,629	972	972	793,602
当期変動額				
剰余金の配当	152,856			152,856
当期純利益	134,360			134,360
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）		504	504	504
当期変動額合計	18,495	504	504	19,000
当期末残高	774,133	468	468	774,601

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785
当期変動額						
剰余金の配当					134,291	134,291
当期純損失					25,936	25,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	160,227	160,227
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	774,133	468	468	774,601
当期変動額				
剰余金の配当	134,291			134,291
当期純損失	25,936			25,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		2,968	2,968	2,968
当期変動額合計	160,227	2,968	2,968	163,196
当期末残高	613,906	2,500	2,500	611,405

注記事項**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）**（１）収益認識に関する会計基準等**

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（２）時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、25,684千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、16,513千円であります。

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
*1固定資産除却損の内訳 器具備品 0千円	*1固定資産除却損の内訳 建物 2,883千円 器具備品 422千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定例株主総会	普通株式	152	2,149	2018年3月31日	2018年6月21日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	利益剰余金	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。前事業年度及び当事業年度において金融機関からの借入及び社債発行等による資金の調達はありません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債権である未収運用受託報酬は、投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業等の債務であり、会社で定められた手続に従い管理しております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）２を参照ください。）

前事業年度（2019年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(１) 現金・預金	571,417	571,417	-
(２) 未収委託者報酬	346,960	346,960	-
(３) 未収運用受託報酬	8,693	8,693	-
(４) 投資有価証券	129,195	129,195	-
資産計	1,056,267	1,056,267	-
(１) 未払手数料	108,251	108,251	-
(２) その他未払金	18,124	18,124	-
(３) 関係会社未払金	4,086	4,086	-
(４) 未払費用	100,624	100,624	-
(５) 未払法人税等	63,745	63,745	-
負債計	294,832	294,832	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(１) 現金・預金、(２) 未収委託者報酬、(３) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(４) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）に記載しております。

負債

(１) 未払手数料、(２) その他未払金、(３) 関係会社未払金、(４) 未払費用、(５) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	247,640	247,640	-
(2) 未収委託者報酬	255,503	255,503	-
(3) 未収運用受託報酬	13,036	13,036	-
(4) 未収還付法人税等	38,065	38,065	-
(5) 投資有価証券	129,476	129,476	-
(6) 長期差入保証金	46,855	45,021	1,833
資産計	730,578	728,745	1,833
(1) 未払手数料	81,124	81,124	-
(2) その他未払金	15,037	15,037	-
(3) 関係会社未払金	12,432	12,432	-
(4) 未払費用	89,996	89,996	-
(5) 未払法人税等	1,624	1,624	-
負債計	200,214	200,214	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。
- (6) 長期差入保証金
長期差入保証金の時価は、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
匿名組合出資金(注1)	30	26
出資金(注1)	173	173

(注1) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	571,417	-	-
未収委託者報酬	346,960	-	-
未収運用受託報酬	8,693	-	-

当事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	247,640	-	-
未収委託者報酬	255,503	-	-
未収運用受託報酬	13,036	-	-
未収還付法人税等	38,065	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

(注) 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	108,251	-	-
その他未払金	18,124	-	-
関係会社未払金	4,086	-	-
未払費用	100,624	-	-
未払法人税等	63,745	-	-

当事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	81,124	-	-
その他未払金	15,037	-	-
関係会社未払金	12,432	-	-
未払費用	89,996	-	-
未払法人税等	1,624	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの(注)	17,288	13,500	3,788
小計	17,288	13,500	3,788
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの(注)	111,907	114,980	3,072
小計	111,907	114,980	3,072
合計	129,195	128,480	715

(注)取得原価の内訳

投資信託受益証券 128,480千円

当事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの(注)	18,471	15,000	3,471
小計	18,471	15,000	3,471
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの(注)	111,004	116,977	5,972
小計	111,004	116,977	5,972
合計	129,476	131,977	2,500

(注1)取得原価の内訳

投資信託受益証券 131,977千円

(注2)当事業年度において、投資信託受益証券について503千円の減損処理を行っております。

減損処理にあたっては時価が取得原価に比べ50%程度以上下落しているものについては、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みの無い著しい下落とみなし、減損処理を行っております。

2. 償還した其他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	15,757	1,891	1,633
合計	15,757	1,891	1,633

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	7,536	1,479	443
合計	7,536	1,479	443

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

4,177千円、当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）4,455千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	10,381	8,474
未払事業税	6,673	-
未払法定福利費	1,574	1,329
未払退職金	1,404	820
投資有価証券評価損	179	353
繰越欠損金	-	10,919
資産除去債務	-	8,180
繰延資産償却費	-	1,024
その他	378	115
繰延税金資産小計	20,591	31,218
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	-	10,919
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,596	16,288
評価性引当額 小計（注1）	1,596	27,207
繰延税金資産合計	18,995	4,010
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	-	8,041
未収還付事業税	-	3,464
其他有価証券評価差額金	247	-
その他	-	17
繰延税金負債合計	247	11,523
繰延税金資産（負債）の純額	18,747	7,513

（注1）評価性引当額が25,611千円増加しております。この増加の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額を8,180千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を10,919千円追加的に認識したことに伴うものであります。

（注２）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

前事業年度（2019年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年３月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（１）	-	-	-	-	-	10,919	10,919
評価性引当額	-	-	-	-	-	10,919	10,919
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年３月31日)	当事業年度 (2020年３月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。	34.59%
（調整）		
住民税均等割額		77.36%
評価性引当額の増減額		943.94%
その他		0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		1055.91%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

２．当該資産除去債務の金額の算定法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2019年３月31日現在)	当事業年度 (2020年３月31日現在)
期首残高	-千円	-千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	23,642千円
時の経過による調整額	-千円	5千円
その他増減額	-千円	-千円
期末残高	-千円	23,648千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,836,940	13,996	45,219	1,896,155

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

（２）有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,588,504	11,709	19,765	1,619,979

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

（２）有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	（被所有） 直接 66.6	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 （注１）	147,154	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
その他の 関係会社	アストマックス 株式会社	東京都 品川区	2,013	持株会社	（被所有） 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 （注1）	62,790	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（3）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
財務諸表提出 会社のその他 の関係会社の 子会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 （注1）	142,258	未払費用	34,819

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
財務諸表作成 会社と同一の 親会社をもつ 会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 （注1）	114,595	未払費用	28,785

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

Zホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

ヤフー株式会社（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日）	当事業年度 （自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）
1株当たり純資産額	10,890円10銭	8,595円73銭
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	1,888円97銭	364円64銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	-	-
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注１）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2019年 3 月31日現在）	当事業年度 （2020年 3 月31日現在）
純資産の部の合計額	774,601千円	611,405千円
普通株式に係る期末の純資産額	774,601千円	611,405千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

（注２）１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日）	当事業年度 （自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）
当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	134,360千円	25,936千円
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	134,360千円	25,936千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

出資の状況について、令和元年10月1日付でヤフー株式会社（同日付で「紀尾井町分割準備株式会社」から商号変更）が委託会社の議決権の数の割合の50.1%（議決権の数は35,635）を保有することとなりました。

委託会社は、定款について令和2年1月14日付で下記の通り変更を行ないました。委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・本店の所在地の変更を行うための変更

（省 略）

<訂正後>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、定款について令和2年6月12日付で下記の通り変更を行ないました。委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・役付取締役の範囲を拡充するための変更

（省 略）

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2019年9月末日現在、247,369百万円

（省略）

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（2019年9月末日現在）

（省略）

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（資本金の額は2019年9月末日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（省略）

<訂正後>

（省略）

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、247,369百万円

（省略）

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

（省略）

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（資本金の額は2020年3月末日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（省略）

独立監査人の中間監査報告書

令和2年7月27日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山

田

信

之

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLOSA長期保有型国際分散インデックスファンドの令和元年12月6日から令和2年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、LOSA長期保有型国際分散インデックスファンドの令和2年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和元年12月6日から令和2年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

アストマックス投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアストマックス投信投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス投信投資顧問株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。